10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

電子署名と後文：電磁的記録に「2通」も「押印」もない

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：電子契約の後文をどう書くか

紙で締結していた契約を電子契約に切り替えたとき、末尾の後文だけが取り残されることがあります。「本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。」電磁的記録に「通」はなく、記名押印もされず、各自が保有するのは紙ではありません。

これが単なる体裁の問題であれば、直すのは後回しでよいはずです。押印について、政府のQ&Aはこう述べています。

> ・私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
> ・特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。（注1）

契約の成立という場面だけを見れば、後文に何を書いても結論は変わりません。問題は、その契約書が証拠として使われる場面です。後文は、この文書がどのように作られたかを文書自身の中に書き留めた部分です。

電子署名を利用して電子契約とする場合であっても、契約書の内容を変更する必要は基本的にないと考えられます。もっとも、後文だけは文言が変わります（注2）。**電子契約に切り替えるなら、少なくとも後文は締結方式に合わせて書き換えることになります。**

二　制度の枠組み

1　押印の側で何が起きているか

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定されます（民事訴訟法228条4項）。押印があれば文書全体の成立が推定される、という規定です。

ただ、この規定が働くには「本人の押印」であることが要ります。そこを埋めるのが、最高裁の次の判断です。

> 民訴三二六条に「本人又ハ其ノ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキ」というのは、該署名または捺印が、本人またはその代理人の意思に基づいて、真正に成立したときの謂であるが、文書中の印影が本人または代理人の印章によつて顕出された事実が確定された場合には、反証がない限り、該印影は本人または代理人の意思に基づいて成立したものと推定するのが相当であり、右推定がなされる結果、当該文書は、民訴三二六条にいう「本人又ハ其ノ代理人ノ（中略）捺印アルトキ」の要件を充たし、その全体が真正に成立したものと推定されることとなるのである。（注3）

判決中の民訴326条は、現行の民事訴訟法228条4項にあたります。印影が本人の印章によるものであれば本人の意思に基づく押印と推定され、その結果として文書全体の成立が推定される。政府のQ&Aは、この二段構えを「二段の推定」と呼んだうえで、証明の負担が軽減される程度は限定的だとして、理由を2つ挙げています。推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証がなされれば推定は破られ得ること。印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印であれば印鑑証明書により一定程度容易だが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ること（注4）。

2　電子署名の側の条文

電子署名法は、電子署名を次のように定義しています。

> この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
> 一　当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
> 二　当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。（注5）

推定の規定は3条です。

> 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。（注6）

2条の定義に、括弧書きの条件が上乗せされています。3条関係のQ&Aは、3条が適用されるための要件を、①電子文書に3条に規定する電子署名が付されていること、②その電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであること、の2つに整理しています（注7）。

上乗せの理由についても説明があります。3条が電子文書の成立の真正を推定するという効果を生じさせるものだからであり、そのためには、暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないと認められることが必要である。Q&Aは、この要件を「固有性の要件」と呼んでいます（注7）。

3　この記事で扱う範囲

認定認証業務、タイムスタンプ、長期保存のための署名の付け替えといった制度の各論は、本稿では扱いません。後文の書き方に必要な限りで条文と行政の解釈を押さえます。

三　解釈：事業者の署名鍵で暗号化するサービスはどうなるか

1「当該措置を行った者」は誰か

利用者自身の署名鍵ではなく、サービス提供事業者の署名鍵で暗号化する電子契約サービスがあります（注8）。2条1項1号は「当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すため」と書いているので、措置を行ったのが事業者だとすると、定義から外れかねません。

この点について、総務省・法務省・経済産業省のQ&Aはこう述べています。

> 電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。（注8）

そのうえで、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」は利用者であると評価し得る、としています（注8）。

さらに、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、付随情報を含めた全体を1つの措置と捉え直すことによって、その措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、2条1項1号の要件を満たすことになる、と述べています（注8）。

2　2条を通っても、3条は別に判断される

2条の電子署名に当たることと、3条の推定が働くことは同じではありません。3条には固有性の要件が上乗せされているからです。

3条関係のQ&Aは、事業者署名型のサービスについて、固有性を①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセスと、②その利用者の行為を受けてサービス提供事業者内部で行われるプロセスに分け、そのいずれにおいても十分な水準が満たされている必要があるとしています。**片方だけが十分でも、全体として不十分な場合には、固有性を有しているとは認められなくなる、という注意も付いています**（注9）。

①については、2要素認証の例が3つ挙がっています。その一つは、あらかじめ登録されたメールアドレスとログインパスワードの入力に加えて、SMS送信や手元のトークンなどメールアドレスの利用以外の手段で取得したワンタイム・パスワードを入力する方式です。もっとも、2要素認証が必須というわけではないとされています。②の例は、アクセスや操作のログが正しく適切に記録され、改ざんや削除ができない仕様であること、運用担当者による不正ができないシステム設計・運用設計であること、監査等で確認されること、ログや記録を十分な期間保存することです（注9）。

3　身元確認は要件ではないが、立証には効く

サービス提供事業者が利用者と作成名義人の同一性を確認すること、いわゆる身元確認について、Q&Aはこう整理しています。

> サービス提供事業者が電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性を確認する（いわゆる利用者の身元確認を行う）ことは、電子署名法第3条の推定効の要件として必ず求められているものではないものの、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人が同一であることの有効な立証手段の一つとなり得る。（注10）

そして、身元確認の水準や防御レベルは様々であるところ、現状では必要な基準についての裁判例の蓄積が十分でなく、水準が低い場合には、実際の裁判において真正な成立を推定するためには不十分であると判断される可能性がある、と述べています（注11）。

もっとも、3条の推定が使えなければ終わりというわけでもありません。Q&Aは、電子文書の成立の真正は3条の推定効のみによって判断されるものではなく、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して自由な心証により裁判所に判断される（民事訴訟法247条）とし、身元確認が取引開始時点において高い水準で行われていなかった場合であっても、契約当事者間における当該電子文書の成立過程を裏付ける証拠等が提出できれば、それらも有効な立証手段となり得る、としています（注12）。

押印の側でも、推定が及ばない場合には証拠全般から自由心証で判断されます（注1）。同じ構造が、電子署名の側にもあります。

四　契約実務への還元

1　電子契約の後文に何を書くか

電子契約の後文の例は、次のとおりです。

> 本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、各自電子署名を行った上、それを保管する。（注13）

紙の後文と対応させると、置き換えが3か所で済むことが分かります。

紙の後文	電子契約の後文
本書2通を作成し	本書の電磁的記録を作成し
各自記名押印の上	各自電子署名を行った上
各1通を保有する	それを保管する

通数は書きません。電磁的記録は複製しても同じものなので、何通という数え方に意味がないからです。

2　紙と電子が混在する場合

契約相手が電子署名の利用に応じるかどうかは、送ってみるまで分かりません。紙媒体の契約書を作成する場合も電子契約とする場合も想定されるときの文言は、次のとおりです。

> 本契約の成立を証するため、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、各自記名押印又は電子署名を行った上、各1通を保有し又は各自その電磁的記録を保管する。（注14）

雛形の段階でこの形にしておけば、締結の方式が決まった後に後文を直す手間がなくなります。一方が紙に押印し、他方が電子署名を行うという混在型を想定するなら、書面と電磁的記録のどちらを正本とするかまで決めておくことになります。

3　後文に書いても、3条の推定は動かない

ここが実務上の要点です。後文に「本契約書には電子署名法3条に規定する電子署名を付した」と書いても、それによって推定が生じることはありません。3条の要件は、固有性を備えた電子署名が付されているかどうか、それが本人の意思に基づくかどうかという事実の問題で、当事者の記載で決まるものではないからです。

後文が果たすのは、どの方式で締結したかを文書自身に残すことです。**成立の真正が争われたときに支えになるのは、後文の記載ではなく、サービス側に残る認証と操作の記録です。**

4　締結の記録を、契約書の外に残す

押印についてのQ&Aは、文書の成立の真正を証明する手段として次の3つを挙げています（注15）。

場面	確保しておく記録
継続的な取引関係がある場合	取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存
新規に取引関係に入る場合	契約締結前段階での本人確認情報の記録・保存／入手過程の記録・保存／文書や契約の成立過程の保存
（場面を問わない手段）	電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む）

電子契約サービスを選ぶときも、同じ観点が効きます。Q&Aは、各サービスの利用に当たっては、締結する契約等の重要性の程度や金額といった性質に鑑みて、裁判において真正な成立の推定が得られない場合に利用者に生ずる損害等を考慮した上で、適切なサービスを慎重に選択することが適当だ、としています（注11）。

なお、法律上、公正証書によらなければならない契約があります。事業用定期借地契約がその例です（借地借家法23条3項）（注16）。公正証書は現在、原則として電磁的記録で作成されますが（公証人法36条）、当事者間の

電子契約サービスで締結すれば足りるわけではありません。電子契約に一律に切り替える運用にする前に、その種の契約が混ざっていないかを確認することになります。

本稿で扱わなかったこと

契約書の通数の決め方と、紙の契約書の後文そのものは、後文の書き方を扱う記事が本体です。本稿は、電子契約に切り替えたときに後文がどう変わるかに絞りました。

電子契約システムの選定手順、社内規程の整備、電子帳簿保存法との関係も、本稿では扱いません。

印紙税が課税されない点は、契約の費用負担を扱う記事の射程なので、本稿では扱いません。

参考文献等

（注1）内閣府・法務省・経済産業省「押印についてのＱ＆Ａ」（令和2年6月19日）問1
（注2）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式〔第3版〕』（有斐閣、2025）649頁
（注3）最3小判昭和39年5月12日民集18巻4号597頁（昭和39年（オ）第71号）
（注4）前掲注1・問4
（注5）電子署名及び認証業務に関する法律2条1項
（注6）電子署名及び認証業務に関する法律3条
（注7）総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ（電子署名法第3条関係）」（令和2年9月4日。令和6年1月9日一部改定〔デジタル庁・法務省〕）問1
（注8）総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するＱ＆Ａ」（令和2年7月17日）問2
（注9）前掲注7・問2
（注10）前掲注7・問4
（注11）前掲注7・問5
（注12）前掲注7・問6
（注13）前掲注2・649頁の（例）
（注14）前掲注2・649頁の（例）
（注15）前掲注1・問6
（注16）前掲注2・649頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/denshi-shomei-to-gobun/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「電子署名と後文：電磁的記録に「2通」も「押印」もない」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）
本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。